

土地閉鎖登記簿謄本交付等事務の 取扱いについて(お知らせ)

下田支局，藤枝支局及び熱海出張所においては，不動産登記事務のコンピュータ化に伴い閉鎖された土地の登記用紙について，電子化作業を行いました。

これに伴い，平成28年7月1日(金)から，電子化された土地閉鎖登記簿(以下「土地閉鎖登記簿電子情報」という。)による謄抄本の作成，閲覧の取扱いを下記のとおり行うこととしましたので，お知らせします。

記

1 土地閉鎖登記簿謄抄本等の交付事務の取扱い

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷し，証明文を付記して交付する(登記簿謄抄本等の証明力は，従来のA4判のものと同ーです。)

2 土地閉鎖登記簿の閲覧の対応

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷したものを交付する。

静岡地方法務局